

## 東京積金社中約束書

如何なる生業にても人の世帯には必種々の災害の免る可からざるものありて又必之れが虞備なかるべからず人事稍開明に赴きたる國々にてハ火災請合〔ハイヤイン〕海上難事請合〔マリラインス〕生命請合〔ライフイン〕等の方法備わりて其社中に向ひて請合料を拂ふ人々若し災害に遇ふときハ請合ひたる社中より約束の金高を拂ひて之を償ひ其損害を蒙むることなし〔支那日本等にてハ是等の方法なきが故に或ハ其の少〕吾日本にても近來有志輩の目論見にて此請合の社中を設くるの企てあり是等の如き世間有益の事業なれば早晚必設立にハなるべけれども元來吾國にハ未曾有のことにて殊に危害の確なる割合を知るべき証據も少ければ今日に其成功を期し難し依て先づ假りに積金社中を結びて姑息の便宜に備へんと欲

余輩五年前より横濱に於て積金社中を設け細流會社と名く其積金元利次第増殖し一店の使用にハ耐へ難き程の高に至んとす因りて更に東京丸屋兩社交銀私局の傍に一局を設け東京積金社中と名け交銀私局の社員等は無給にて此事を取扱ふことを約せり〔但し此使用する爲に設けたる店の支配人事公人ハ相當の給料を拂ふハ勿論なり〕別に元金若干を出し積金の危害に備へ積金並に此積金をも合して成るべきだけ確かなる營業の資本に

用ひ積金を利倍増加し一方の用に充つるの高に至りて本人に還付するの議を定め六ヶ年を以て一期とす其備金を出す人を請合社中と名げ其積金を出す人を積金社中と名く

今本社の開業に方り他に確實なる營業の見込なきを以て假りに質店を開き本社の集金を以て其資本に充てり然れども後來確實にして人世の便益となるべき營業に轉ぜんことハ吾輩の希望する所なり〔質屋ハ人物さへ確なれば危害少きものなれども他の商業ハ〕〔熟練と智巧とをを蒙らざるもの稀なり〕

常々少量の金を取除け之を積貯へて非常に備へんとするハ人情の欲する所にして從來世間にても種々の名稱を設け積金講を結び日掛月掛年掛掛と唱へ持寄るの類少からずと雖も其集金確なる使用法に乏しきと其危害の預備なきとに由りて中途にして崩解するもの多しされども稀れにハ其方法宜きを得るものありて不意の災害を償ひたる例も亦往々之あり其一二を左に記すべし今より十余年前東京の或る商家の隱居某近隣の小民の爲に積金講を結びて遠慮講と名け月々少量の金を集めて積金となしたりしが程無く戊辰の時變と爲り都下一般に動搖し人皆老幼を携へて立退き暫時なれども營業も出來ることなれば平常用意なき人ハ一時の急を凌ぐが爲に所持の品物を賣却せんとするも之を買ふものなく困難一方ならざりしが此遠慮講組合の人々ハ一時其積金を配分して姑息を支へ再び營業に取續きたれば倍々積金の至要なるを覺ゑ動搖の鎮

まるを俟ちて再び其講を結び今尙持續せり〔遠慮講の序文に云く予今同趣意ハ此講の人々をして無益の費を省き余れる所のものを積みて非常に備へ觀あるものハ孝養の手當となして男子あるものハ教育の資となし女子あるものハ縁付の用意となし奉公人厄介等へこれをして世帯を持時の元手となし萬端差支なき人ハ知音惡意の難儀を救ふ又ハ幼院病院學校等に寄附するなど總て有益の用に備へしめんことを欲するなり固より必用の入費をも省きて蓄財を求むべきハ非意情遊興に金銀を費し無用の虚飾に財寶を棄るが如き其身に毒するの費用を轉じて有益の資に充てんことを常々心かけざる識らず其身の幸福を招く端ともなふんと聊の講を結びて遠慮講と名く今この講に列るもの家内婦女子に至るまで此意を忘るゝことなかれと愚なる筆を染め

或人ハ從來烟草を好める人なりしが中年にして烟草の身に益なきを悟り斷然之を禁ずるに當り嘗て吸烟の爲に費したる毎月の高を算定し禁烟後は月々其金高を取除け利倍増加しけれハ其人の晩年にハ大なる高となり遂に其子孫營業の資本に充つるに至れりと又或人ハ日用の着類道具杯を求むる節にハ其品柄と價額とを前以て定め其定めたる高より廉にして實用の減せざるものを選び其定めたる金高の内多少餘り金を得る毎に積金として之を貯へたり然るに圖らずも安政五年の大火にて家屋も品物も殘らず焼失せしが其積金を以て普請を仕擧ぐる事を得たれば此家作ハ積金と云ふ家作主より借住したるものと看做して月々店賃を拂ひ其内にて地代を引き去り其殘りを以て又積金となし慶應の末年に至りて遂に此の積金を以て從來の住地を買取り今尙其地代を以て積金と爲せりと云ふ以上皆吾輩の現に見聞する所なり」誰人も知る事ながら儉約とハ品物の功用と代金とを比較して始終の損得に注意すること

にて畢竟上手に金錢を用ふることなり積金とハ空しく蓄積するの意に非ず常々多少の餘れるを積み貯へ復後の切要なる使ひ道を俟つものなり人或ひハ儉約積金等の趣意を誤り必要の費用をも省きて只管に蓄財を求め常に不消化の食餌を用ひて命の縮むことを忘れ教育の費用を厭ふて後年子孫の世に後れんことを思わす絲毛の利息を得んが爲に拂ひ金の時を延べて世間の信用を失ふの類なきに非ず正しき差引勘定をなさば其損ハ奢侈よりも甚しからん沙汰の限りと云ふべし

似上に記する所のものわ其趣意淺近にして云ふに足るものなしといへども此積金社中の内にわ無學の婦女兒童も多からんことなれば唯此等の人に解し易からんことを欲する意のミ

## 第一條

今此社を結ぶの主意ハ吾輩自ら請合元金を出して自己の積金を保護〔請合社中ハ積金社中〕且社中の眷族並に奉公人等をして無用の費を省き非常に備へしめんとするの意なれども固より今結びたる社中のみに限りたるに非れば望ある人ハ誰れにても隨意に入社するを得べし東京積金社中の名を題する所以なり但他家の眷族奉公人ハ其主人よりの頼みに非れば入社を得ず

## 第二條

第三條より第五條に至る甲乙丙の法に従て積金する人を積金社中

といふ積金ハ年一割二分ノ利息にて利倍増加し六ケ年の満期まんきに至り約束の高を渡すを法とす故に若し中途にして退社たいしゃを欲する人ハ交銀私局定期預り金の例に倣ひ年一割の利子を添へて之を渡すべし又退社たいしゃの月の利子を拂ふことなし但し之を他人に譲り渡すゆずを隨意たるべし

積金社中火災或ひわ病死等の難に逢ふ人其積金を請取ることを欲せば中途といへども定約利息の割合を以て之を渡すべし其餘の災害がいハ無事退社の例に同じ

積金の受取書ハ元金高を記するを法とす其元利合高ハ下文第三條第四條第五條にて其詳細しゆじゆを知るべし

### 第三條

甲法積金ハ毎月一圓づゝを出し一ケ年毎に十二圓に至りて約定の利を加へ六ケ年を経て元利合して金九十七圓三十八錢二厘の高を得ること左の如し

但以下三法とも積金ハ一人にて一口以上數口を出すこと隨意なり又數人にて一口を出すも隨意なれども請取證ハ一口に付一枚を渡すを法とす

初年 金拾二圓

二年 金二拾五圓四十四錢

三年 金四十圓〇四十九錢二厘

四年 金五十七圓三十五錢一厘

五年 金七十六圓二十三錢四厘

六年 金九十七圓二十八錢二厘

右滿期取高若し尙年數を累ねれば其高を増す事左の如し

七年 金百二十一圓〇六錢八厘

八年 金百四十七圓五十九錢六厘

九年 金百七十七圓三十錢〇七厘

十年 金二百十圓五十八錢四厘

十一年 金二百四十七圓八十五錢四厘

十二年 金二百八十九圓五十九錢七厘

十三年 金三百三十六圓三十四錢八厘

十四年 金三百八十八圓七十一錢

十五年 金四百四十七圓三十五錢五厘

十六年 金五百十三圓〇三錢八厘

十七年 金五百八十六圓六十錢〇二厘

十八年 金六百六十八圓九十錢五厘

十九年 金七百六十一圓二十七錢四厘

二十年 金八百六十四圓六十二錢七厘

廿一年 金九百八十圓〇三十八錢二厘

廿二年 金千百十圓〇二錢八厘

廿三年 金千二百五十五圓二十三錢一厘

廿四年 金千四百十七圓八十五錢九厘

廿五年 金千六百圓〇〇〇二厘

廿六年 金千八百〇四圓〇〇二厘

廿七年 金二千〇三十二圓四十八錢二厘

廿八年 金二千二百八十八圓三十八錢

廿九年 金二千五百七十四圓九十八錢六厘

三十年 金二千八百九十五圓九十八錢四厘

#### 第四條

乙法積金ハ初月金三拾圓を出し二ヶ月目より毎月金壹圓づゝを出す初月の三拾圓ハ初年より利を加へ月々の壹圓ハ甲法の例に同じく六ヶ年を経て元利合して金百五十四圓八十三錢四厘を得ること左の如し

初年 四十四圓六十錢

二年 金六十一圓九十五錢二厘

三年 金八十一圓三十八錢六厘

四年 金百〇三圓十五錢二厘

五年 金百二十七圓五十三錢

六年 金百五十四圓八十三錢四厘

右滿期取高若し尙年數を累ぬれば其高を増すこと左の如し

七年 金百八十五圓四十一錢四厘

八年 金二百十九圓六十六錢四厘

九年 金二百五十八圓〇二錢三厘

十年 金三百圓〇九十八錢六厘

十一年 金三百四十九圓十錢〇五厘

十二年 金四百〇二圓九十九錢七厘

十三年 金四百六十三圓三十五錢七厘

十四年 金五百三十圓〇九十六錢

十五年 金六百〇六圓六十七錢五厘

十六年 金六百九十一圓四十七錢六厘

十七年 金七百八十六圓四十五錢三厘

十八年 金八百九十二圓八十二錢七厘

十九年 金千〇十一圓九十六錢七厘

二十年 金千百四十五圓四十錢〇三厘

廿一年 金千二百九十四圓八十五錢一厘

廿二年 金千四百六十二圓二十三錢三厘

廿三年 金千六百四十九圓七十錢〇一厘

廿四年 金千八百五十九圓六十六錢五厘

廿五年 金二千〇九十四圓八十二錢五厘

廿六年 金二千三百五十八圓二十錢〇四厘

廿七年 金二千六百五十三圓十八錢八厘

廿八年 金二千九百八十三圓五十七錢

廿九年 金三千三百五十三圓五十九錢八厘

三十年 金三千七百六十八圓〇三錢

### 第五條

丙法積金ハ初め百圓を出し六ヶ年据<sup>す</sup>置<sup>き</sup>初年より利を加へ六ヶ年を経て元利合して金百九十七圓三十八錢二厘を得ること左の如し

初年 金百十二圓

二年 金百二十五圓四十四錢

三年 金百四十圓〇四十九錢二厘

四年 金百五十七圓三十五錢一厘

五年 金百七十六圓二十三錢四厘

六年 金百九十七圓三十八錢二厘

右滿期取高若し尙年數を累ねれば其高を増すこと左の如し

七年 金二百二十一圓〇六錢七厘

八年 金二百四十七圓五十九錢六厘

九年 金二百七十七圓三十錢〇七厘

十年 金三百十圓〇五十八錢四厘

十一年 金三百四十七圓八十五錢四厘

十二年 金三百八十九圓五十九錢七厘

十三年 金四百三十六圓三十四錢八厘

十四年 金四百八十八圓七十一錢

十五年 金五百四十七圓三十五錢五厘

十六年 金六百十三圓〇三錢八厘

十七年 金六百八十六圓六十錢〇二厘

十八年 金七百六十八圓九十九錢五厘

十九年 金八百六十一圓二十七錢四厘

二十年 金九百六十四圓六十二錢七厘

廿一年 金千〇八十圓〇三十八錢二厘

廿二年 金千二百十圓〇〇二錢八厘

廿三年 金千三百五十五圓廿三錢一厘

廿四年 金千五百十七圓八十五錢九厘

廿五年 金千七百圓〇〇〇二厘

廿六年 金千九百〇四圓〇〇二厘

廿七年 金二千三百三十二圓四十八錢二厘

廿八年 金二千三百八十八圓三十八錢

廿九年 金二千六百七十四圓九十八錢六厘

三十年 金二千九百九十五圓九十八錢四厘

### 第六條

積金の危害に備ふる預備金を出す人を請合社中と云ふ請合社中へ其出せる請合金を以て積金の危害に備ふるものにして別に其身代を以て之を請合ふものに非れば後來積金の増加するに従ひ請合金の株數かぶずをも増加し務めて積金全額ぜんぐくの危害に備ふるに充分なる高を要すべし

#### 第七條

積合金ハ二拾五圓を一株と定め一人にて一株以上を出すも隨意たるべし〔一人にて惣請合金高四十分一以上を出すを許さす〕

請合金ハ六ヶ年間退社を許さず但し之を他に譲るは隨意たるべし

請合金の利子ハ年一割二分の割合を以て毎年之を拂ふを法とす一人にて四株以上を出す人若し此利子を以て甲法積金となすことを望むときは月々利子を拂ひて之を積金となすを得べし

#### 第八條

毎月末には一ヶ月勘定表を製し毎年七月と十二月にハ半年勘定表を製して何れも請合社中に報告すべし〔但し請合社中積金社中とも何時意たるべし〕滿六ヶ年の勘定期に於て餘益あれば其百分の二十を本局積金となし百分の二十を支配人以下の褒美金となし百分の二十を滿期まで積み續きたる積金の配分利益となし残り百分の四十を請合金總高に分配すべし

#### 第九條

今明治十年積金社中開設に方り積金の利足を年一割二分と定むるものは横濱細流社開業以來の請取利足と費用とを比較ひかくし當今世間普通の利息〔金銀活用中の利足を云ふなり預け金利足ハ四朱より六朱確かなる地所所得ハ長き平均にて二朱半より六七朱の利に當るものならん然るに一割二分と定むるものは此社にては家族を支給する費用もなく且社員は無給にて其事務を取扱ふ等勉めて入費を省き成るべき丈積金の利息を減せざるを要するを以てなり〕に參考斟酌さんこうしんしやくして定むるものなれば自然歲月を経るの間世間一般に利息の降下こうかすることあらば其時勢に従て之を減することあるべし若し然るときハ前以て社中に報告すべし其改定に由りて退社を望む人にハ中途と雖も滿期定約利息の割合を以て之を渡すべし但其改定なるもの其後の入社の方に關して其前入社の人に關係なきときは必しも報告を要せざるべし

#### 第十條

社中の雇ひ人ハ勿論支配人たりとも給金前貸きんまかひを禁ず若し止むことを得ざるときは必社長さしづの指圖さしづに従ふべし又社中人員の給料ハ日割を以て渡すを法とす又勤怠錄きんたいろくに日々勤怠を認むべし社局に在て勤むるものハ印を押し社用にて外出するものハ印を押し輕疾けいしつにて社局に在るものハ印を押し私用にて他出するものと私宅にて病を養ふものとハ印を省はぶき其印數を算へて勤めたる日數の給料を拂ふべし

明治十年一月

東京積金社中

請合社中惣代

早矢仕有的

同

穂積寅九郎

店支配人

高瀬伊兵衛

〔注〕

東京積金社中約東書 半紙判 十一丁

本書は明治十年刊本。横浜の細流会社の好成績により東京に東京積金社中を設立。積金の仕組みは細流会社積金社中明治七年一月の規則と同一（但し満期を六カ年とした）。明治十二年一月細流会社積金社中規則改正に伴い東京積金社中の規則も改正（利率の引下げ、積金法等の改正）を行った。

明治十二年刊本 半紙判 十七丁。

丸家銀行創立証書

従前丸家本店ノ勘定場ニ於テ各支店金銀出納ノ旁「セーピングスバンク」ノ体裁ニ倣ヒ交銀私局ヲ置キ預リ金貸付金爲換等ノ取扱ヒヲ兼攝セシニ追々其業務繁多ニ及ヒタルヲ以テ今回更ニ私立銀行ノ旨趣ニ基キ新タニ銀行ヲ設立シ左ノ創立証書ヲ議定セリ

第一條

當銀行ノ名号ハ丸家銀行ト稱スヘシ

第二條

當銀行ノ本店ハ東京日本橋區檜物町十番地ニ置キ尙營業ノ都合ニ因リ他ノ各地ニ支店ヲ設置スルコアルヘシ

第三條

當銀行ノ資本金ハ五万圓ニシテ百圓ヲ以テ一株ト定メ五百株ニ分割スヘシ

第四條

當銀行ノ營業ハ貸付金預リ金保護預リ爲換爲換及諸公債証書外國貨幣地金銀賣買等ヲ以テ業務トスヘシ

第五條

當銀行ノ株主ハ有限責任トスヘシ

## 第六條

當銀行營業ノ年限ハ官許ヲ得タル日ヨリ滿二十ヶ年タルヘシ

## 第七條

當銀行株主ノ姓名宿所並所持ノ株數ハ左ノ如シ

## 第八條

此證書ハ社中一同ノ利益ヲ謀ルタメ取極メタルモノナリ右ノ證據トシテ發起人一同姓名ヲ自記シ調印致シ候也

發起人

## 丸家銀行規約

### 第一條

今般丸屋交銀私局ヲ廢シ丸家銀行ト改稱シ營業ハ貸付金預リ金爲換荷爲換保護預リ及ヒ諸公債證書外國貨幣地金銀ノ賣買等ヲ以テ主務トスヘシ

### 第二條

當銀行ノ本店ハ東京日本橋區檜物町十番地ニ置キ尙營業ノ都合ニ因リ他ノ各地ニ支店ヲ設置シ又ハ他ノ銀行會社ト「コレスポンデンス」ヲ締約シ又ハ代理店ヲ設ルコアルヘシ

### 第三條

當銀行ノ資本金高ハ五萬圓ト定メ百圓ヲ以テ一株トスヘシ

但一人ニテ數株ヲ所有スルモ隨意タルヘシ

### 第四條

右資本金額ハ營業上ノ實況ニヨリ株主一同ノ協議ヲ經テ之ヲ増減スルコアルヘシ

### 第五條

資本金五萬圓ハ丸家一家ヨリ二萬圓社中一同ヨリ三萬圓ヲ募集スヘシ

### 第六條

右資本金ハ當銀行創立ノ許可ヲ得タル日ヨリ三十日以内ニ入金スヘシ

但金額入金濟ニ至ルマテハ假株券ヲ渡シ置キ逐テ本株券ト引換ヘ渡スヘシ

### 第七條

當銀行營業年限ハ創立ノ許可ヲ得タル日ヨリ滿二十ヶ年ヲ以テ一期トシ滿期ニ至ル毎ニ更メテ許可ヲ乞ヒ永久繼續スルヲ目的トス但營業期限中ト雖モ株主一同ノ見込ニテ協議ノ上解社スルコアルハ此例ニ非ス

### 第八條

當銀行ノ役員ハ各株主中ヨリ左ノ如ク選舉スヘシ

元締 一人

監事 一人

支配人 一人

#### 第九條

支配人以下ノ役員ハ元締監事支配人一同ノ議決ヲ以テ之ヲ撰任スヘシ

#### 第十條

元締監事支配人ノ選舉法ハ毎年第一月ノ總會ニ於テ投票ヲナシ其多數ナルモノヲ以テ當選者トス

#### 第十一條

支配人以上ニ選舉スヘキモノハ二十株以上ヲ所持スルモノニ限ルヘシ

支配人以下出納簿記等ノ主任者ハ三株以上ヲ所持スルモノニ限ルヘシ

但副員並雇入レノモノハ此限ニアラス

#### 第十二條

元締ハ銀行ノ全体ニ注意シ一切ノ業務ヲ總括シ總テ其責ニ任スルモノトス然レハ當銀行規約外ノ事ハ漫リニ之ヲ專行スヘカラス  
支配人ハ元締ノ補佐トナリテ銀行實際ノ事務ヲ處辨シ營業上ノ得失ニ注意シ總テ其責ニ任スルモノトス然レハ定例外ノ事ハ元締ノ

是認ラ經ルニ非サレハ之ヲ實行スルヲ得ス

監事ハ毎ニ株主一同ノ委員タル心得ヲ以テ此銀行ノ營業正確ナルヤ否ニ注意シ其諸計算ヲ查閱シ諸役員ノ勤惰ヲ督視スルノ任ヲ負フルモノトス

#### 第十三條

役員ノ月給左ノ如シ

元締 二十五圓

監事 二十圓

支配人 二十圓

出納方 八圓

簿記方 八圓

書記方 六圓

手代 五圓

小僧 壹圓

#### 第十四條

當銀行ノ株主ハ各々所持セル株數十箇迄ハ一株毎トニ一箇ツツノ發言投票ヲ爲スヲ得ヘシ又十一株以上百株迄ハ五株毎トニ一箇ツハ増加シ百一株以上八十株毎トニ一箇ツハ増加スヘシ

但株主ノ協議ニ附スル事件ハ發言投票ノ數五分以上ヲ取テ元締之ヲ決判スヘシ又總會ニ於テ株高三分ノ二以上ノ出席ニ非サレ

ハ延會スヘシ

#### 第十五條

毎年一月十日七月十日ノ兩度ニ株主一同ノ定式總會ヲ開キ其半期中ニ取扱ヒタル事務ノ詳細ヲ元締ヨリ演述シ且營業上ノ得失ヲ討論スヘシ

但右半期中營業ノ實況及諸勘定ノ要領ハ印刷シテ各株主ニ頒布スヘシ

#### 第十六條

重大ノ事件ニ因リ株主ノ臨時總會ヲ要スルコアルハ五日以前ニ元締ヨリ其旨ヲ株主一同ニ通知スヘシ

#### 第十七條

營業時間ハ午前第八時ヨリ午後第五時マテタルヘシ

但一般ノ祝日及毎月第一日曜第三日曜ノ兩日ヲ以テ休業スヘシ

#### 第十八條

當銀行ノ總勘定ハ毎年兩度<sup>六月</sup><sub>十二月</sub>其精算ヲナシ全体ノ利益金ヨリ一切ノ諸經費ヲ引去リ其純益金ヲ現ハシ第一回ニハ此純益總高百分ノ六ヲ以テ繰越ノ利益トナシ第二回ニハ總高百分ノ七第三回ニハ百分ノ八第四回ニハ百分ノ九第五回以後ハ百分ノ一ヲ以テ年々繰越利益トシ後期ノ利益中ニ算入スヘシ右ノ如ク繰越高引去リ其殘高ヲ配當スルノ割合ハ左ノ如シ

純益金高百分ノ十 積立金

是ハ總株金高ノ二割五分ニ到ル迄ヲ度トシ之ヲ積立テ諸公債証書等ニ換ヘ其殖益ヲ謀リ本社保續ノ準備ニ充ツヘシ

純益金高百分ノ五 別段積金

是ハ總株金高ノ二割ニ至ルヲ度トシ之ヲ積立テ非常ノ災害又ハ貸付金滞リ等ノ損失ニ備フヘシ

純益金高百分ノ五 地所家屋積金

是ハ現今所有ノ地所家屋ノ元金高ニ至ルヲ度トシ之ヲ積立ツヘシ

純益金高百分ノ五 諸役員賞與配當

純益金高百分ノ七十五 總株高ヘ配當

#### 第十九條

若シ格外ノ純益アルカ或ハ格外ノ損失アル等ニテ前條配當ノ割合ヲ非常ニ増減スルヲ要スルハ株主一同ノ協議ヲ經テ之ヲ決定スヘシ

#### 第二十條

萬一非常ノ災害等ニテ莫大ノ損失ヲ生シ其レカ爲メ鎖店スルコアルハ銀行負債及鎖店ニ付テノ諸雜費等ノ仕拂方ハ創立證書第五條ニ準據シテ處分スヘシ

#### 第二十一條

當銀行ノ株式ハ外國人ヲ除クノ外何人ニテモ所持主ノ勝手ニ賣却  
讓與スルヲ得ヘシ其手續ハ雙方連印ノ書面ヲ銀行ヘ差出シ相當ノ  
檢査ヲ受ケタル上株券ノ裏面ニ元締支配人ノ記名調印ヲ受クヘシ  
此手續ヲ經ザル間ハ銀行ヨリ割渡スヘキ利益金ハ其株券ノ名前入  
ニ渡スヘシ

但右手敷料トシテ株券一箇ニ付拾錢ヲ賣渡人ヨリ拂フヘシ

#### 第廿二條

株式券狀ヲ毀損シ汚壞シタル等ノコアラハ其事由ヲ認メテ之カ書  
換ヲ求ムヘシ又之ヲ燒亡シ紛失シタル等ノコアラハ其事實ヲ詳記  
シタル書面ヲ作り貳人以上ノ保証人ヲ立テ書換ヲ求ムヘシ

但書換手敷料トシテ廿錢ヲ拂フヘシ

#### 第廿三條

當銀行ノ株主タル者ハ何時ニテモ銀行ニ來リテ勝手ニ諸帳簿ヲ檢  
閲シ又營業事務ヲ調査シ其所見ヲ陳述スルヲ隨意タルヘシ

#### 第廿四條

當銀行ヨリ官府ニ對スル諸願伺届書又ハ官私ニ對スル證書約定書  
等ハ總テ當銀行ノ名号ヲ用ヒ社印ヲ押捺シ又其擔任役員ノ名印ヲ  
加フヘシ

#### 第廿五條

當銀行ノ諸帳簿及報告表等ハ豫メ其書式ヲ確定シ一切之ニ準據ス

ヘシ

右ニ締約セル條件實際施行ノ便宜ニ因リ改正増減ヲ要スルハ株  
主一同ノ協議ヲ遂ゲ之ヲ改正増減スルコアルヘシ

〔注〕 丸家銀行創立證書 半紙判 本文九丁

本書には刊年の記載がなく、書込み、抹消等があり、また株主  
及發起人の姓名住所を記すべき場所が空白であることから丸家銀  
行規約の草案と考えられる。尚、本書の末尾に「丸家銀行規約」  
二十五條（草案）を併載。